

# 目 次

本校の沿革	4
校歌	7
教育目標	8
休校措置の判断について	9
生徒心得	10
生徒会目標	20
いじめ撲滅宣言	21
生徒会会則	22
選挙規定	27
学級委員規定	31
部活動規定	34
届け出に関する規定	36
欠席届	38
遅刻届	41
外出・早退届	43
体育見学届	45
学校と家庭の連絡欄	49

(住所録、日課表)

# 本校の沿革

昭和

- 22. 4. 19 長吉瓜破村立中学校として創立、長吉小学校並に瓜破小学校の両校舎の一部を使用し、両村立別々の教員組織で発足。
- 23. 4. 1 村別に分離し、長吉村立長吉中学校として独立。
- 23. 9. 1 長吉村長原 1310 番地に、第 1 期新校舎完成。
- 24. 9. 30 同第 2 期新校舎完成。
- 26. 5. 14 同第 3 期新校舎完成。
- 30. 4. 3 大阪市合併に伴い、大阪市立長吉中学校と改称。
- 35. 6. 25 長吉長原町 724 番地に校地を移転し、第 1 期新（鉄筋）校舎完成。
- 36. 4. 1 同第 2 期新（鉄筋）校舎完成。
- 37. 5. 28 第 3 期新（鉄筋）校舎完成。
- 37. 12. 27 第 4 期新（鉄筋）校舎完成。
- 38. 2. 18 技術室完成。
- 39. 9. 11 プール完成。

- 40. 3. 15 第5期新（鉄筋）校舎完成。
- 41. 2. 27 第6期新（鉄筋）校舎完成。
- 41. 3. 18 体育館兼講堂完成。
- 44. 4. 1 大阪市立長吉西中学校分離独立開設。
- 47. 3. 31 第7期新（鉄筋）校舎完成。
- 48. 4. 1 大阪市立長吉六反中学校分離独立開設。
- 63. 7. 2 新体育館兼講堂完成。

## 平成

- 2. 5. 26 新プール完成。
- 4. 5. 2 格技室完成。
- 9. 3. 28 クラブハウス完成。
- 9. 7. 5 創立50周年記念事業
- 19. 4. 1 エレベーター完成。
- 20. 8. 31 段差解消・点字ブロックの設置。
- 25. 8. 20 普通教室（12）、特別支援教室（2）  
多目的室（1）エアコン設置工事完了

## 令和

- 3. 4. 1 新体操服完成。（5. 3. 31 完全移行）
- 4. 2. 28 体育館エアコン設置工事完了。

4. 3.15 新校舍完成。

4. 4.1 新制服完成。(6. 3.31 完全移行)

# 大阪市立長吉中学校 校歌

作詞・作曲 久世春水

1. 平和の光 輝きぬ

わが長中の 学び舎に  
誠実明朗 和をもって  
文化日本 建設と  
たつや若人 心意気

2. 歴史はうつる 世のすがた

栄枯はうつり 変われども  
わが日の本の 旗じるし  
白地に赤き 真心は  
世界平和の 友ならん

3. 清流下る 大和川

東に霊峰 生駒山  
文化は古き その香り  
河内原頭 長吉の  
ほまれを永久に 伝えなん

# 学 校 教 育 目 標

自主・自律・思いやりの心をはぐくみ、  
自ら考えて行動し、未来を切り拓く子ども

## 学 校 教 育 の 重 点

- ① 「わかる喜び」「学ぶ楽しさ」が実感できる授業づくりに取り組む
- ② 社会を生きぬく力（学力と体力）を育成し、感性や情操など豊かな心を育む
- ③ 心身の健やかな成長を促し、「互いに尊重し合う集団」「規律・活力ある集団」の育成を図る。

## 休校措置の判断について

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始避難勧告又は避難指示（緊急）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

# 生 徒 心 得

## 第1章 一般心得

学校は、基本的な生活習慣を身に付けて、お互いの人権を尊重し合いながら「人としてよりよく生きていくこと」「自分の進路を切り拓いていくこと」を学ぶ場です。

その学びを高めていくことが、将来、自分が社会で生きていくための力となります。学校生活の決まりや心得は、それらの力をつけるためのものであり、自分のため、友だちのために、みなさんで下記のことを守っていきましょう。

## 【服装について】

本校指定の標準服を着用すること。

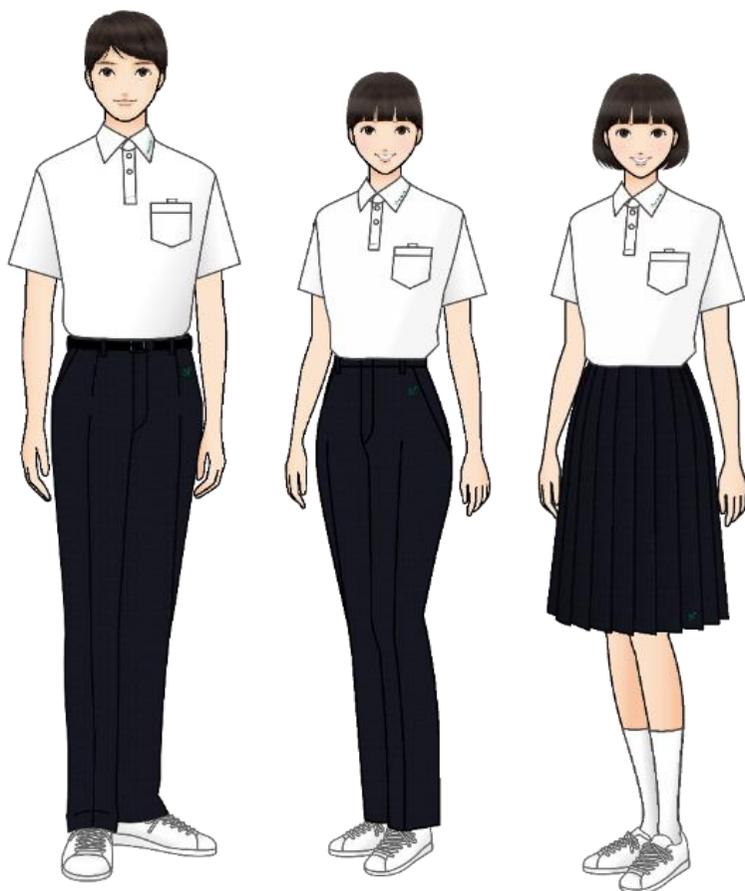
### 長吉中学標準服



定められた日（式典など）には必ずブレザーを着用すること。

その他は、気候や体調、環境に合わせて着用すること。

## 【 夏 服 】



- ブレザー 指定品を着用。ボタンは全て留める。合わせは、ボタンを付け替える仕様となっている。
- ポロシャツ 指定品を着用。ボタンは全て留め、裾はきちんと入れる。
- スラックス 指定品を着用。靴の甲に少し当たる程度とする。

- ベルト スラックスの場合は、必ず着用する。色は黒・茶・紺で無地とする。プレーンベルトが望ましい。
- スカート 指定品を着用。ひざが隠れる程度とする。
- 名札 名札吊りに安全ピンを通す。登下校時はポケットの中に入れ、校内ではポケットの外に出して名札がわかるようにしておく。
- 靴下 色は白か黒。ライン・ワンポイント可。
- 靴 白を基調とした運動靴。
- 学校指定の防寒着 防寒着が必要な際は、学校指定のものを着用すること。セーター、ベスト、ウインドブレーカー。

### 【その他】

- ① 眉毛を過度にそることは禁止する。
- ② 頭髪は、前髪は目にかからない程度、横は耳に覆いかぶさらない程度、後ろはえりにかからない程度とし、清潔な頭髪を心掛けること。  
パーマ・毛染め・脱色はしない。また整髪料は使用しない。  
髪の中の長さの差が生じるカットや、編み込みや左右非対称などファッションを意識した奇抜な髪型にしない。肩にかかる場合は結び、落

ちてくる髪はピンで留める。ピンやゴムの色は、黒、紺、茶とする。

- ③ 化粧、マニキュア、カラーコンタクト、アイプチなどは禁止する。
- ④ 装飾品は身に付けない。

### **持ち物**

- ① 持ち物にはすべてに名前を書くこと。
- ② 本生徒手帳は常に携帯すること。また、手帳への落書きやプリクラ、シールなどを貼ってはいけない。
- ③ 本校指定の制カバンを使用する。荷物がどうしても収まらない時のみ、手さげ等を使用してもよい。部活動で統一されたバッグは使用してもよい。ただし、部活動バッグのみの登校は禁止とする。
- ④ 家庭学習を行うためにも、教材（教科書、ノート、ワーク等）は持って帰ること。（ただし、教科や学年で定められたものは、置いて帰ってもよい。）
- ⑤ 携帯電話、ネックレス等の装飾品などの学習に必要なのないものは持ってこない。万が一、持参して登校した場合は、学校で預かり、保護者に返却する。

## 言語態度

すべての言語態度は、生徒としての品位と教養に背かないように心掛けなければならない。

- ① 礼儀を重んじ、あいさつをする。
- ② 目上の人に親しみの気持ちを持ち、敬語で話す習慣を付ける。
- ③ 職員室等に入室の際には、服装を正し、自己紹介、用件をはっきり伝える。

## 第2章 校内心得

- ① 登校について、8時15分までに正門をくぐり、ゆとりある行動に努めること。また、8時30分までに入室していない場合は遅刻とする。
- ② 自転車通学は認めない。やむを得ない理由がある場合は、理由を届け出て許可を得ること。
- ③ 遅刻、欠席等については「ミマモルメ」または電話連絡を保護者からしてもらい、遅刻して登校した際には、必ず職員室に寄り、遅刻入室カードを記入してもらおう。
- ④ 病気または事故等で欠席、遅刻、早退する場合は、その理由を本生徒手帳に保護者の押印を得て申し出ること。
- ⑤ 授業開始のチャイムの2分前には着席し、学習に専念できる環境を作る。

- ⑥ 授業の始めと終わりには、先生に対して感謝の念を持って、礼を行う。
- ⑦ 授業中のトイレは原則禁止とする。気分が悪くなった際は、教科担当の先生の許可を得て、保健室で処置を受ける。
- ⑧ 校舎校具、掲示物、展示物などの共有の物を大切に扱う。
- ⑨ 学校に必要以上のお金を持ってこない。高額用品購入のため持ってきた場合は、担任の先生に預かってもらう。
- ⑩ 物品の貸借をむやみにしないこと。特に金銭の貸借は禁止する。
- ⑪ 服装などに不備がある場合は、職員室まで借りにくること。また、終学活後に担任の先生に返却すること。
- ⑫ 金品や物品を紛失または拾得した場合は、担任の先生に届け出ること。
- ⑬ 放課後は用事のない生徒は速やかに下校し、部活動等の場合は活動終了後、担当の先生の指示により下校すること。
- ⑭ 休み時間は次の時間への準備時間である。危険と思われるような遊びをせず、用事のない限り他の教室や部屋に入らない。教室、廊下、階段では静かに行動すること。

- ⑮ 水筒を持参してよいが、お茶か水のみとし、休憩時間に飲むこと。ジュース等は禁止とする。ただし、土、日、祝日、長期休業中の部活動時は、顧問の指示に従うこと。
- ⑯ 家から持ってきた物の中から出たゴミは、すべて持って帰る。

### 第3章 校外心得

- ① 公共物を大切にし、公共のマナーを守る。
- ② 登下校中は、寄り道や買い食いなどをしないこと。
- ③ アルバイトは原則として禁止する。
- ④ あいさつするように心がけ、お互いが気持ちよく生活できるようにすること。
- ⑤ 外出の際、行き先、用件、同行者（友達）、帰宅予定時間などを家の人に言うておくこと。
- ⑥ 夜間の外出は避け、友人宅などでの無断外泊は絶対にやめること。（大阪府青少年健全育成条例により、保護者同伴では22時、同伴ではない場合は20時までで、それを過ぎると補導の対象となる。また、カラオケボックス、ゲームセンター、映画館等は保護者同伴でも19時まで。）
- ⑦ 道路交通の際は、交通規則をよく守ること。
- ⑧ 車道の歩行は、重大な事故につながるおそれ

があるので、絶対にしない。また、通行人の妨げになるので、歩道の全面をふさぐような、横に広がった歩行はしない。

- ⑨ インターネットで、掲示板などへの安易な書き込みはしてはいけない。また、他人の電話番号やメールアドレスなどを無断で教えないこと。
- ⑩ 恐喝等の被害を受けた場合は、直ちに最寄りの警察に連絡するとともに、学校にも報告すること。
- ⑪ 不審者に遭遇した場合は、すぐにその場から避難し、学校、保護者に伝えること。

#### 第4章 部活動心得

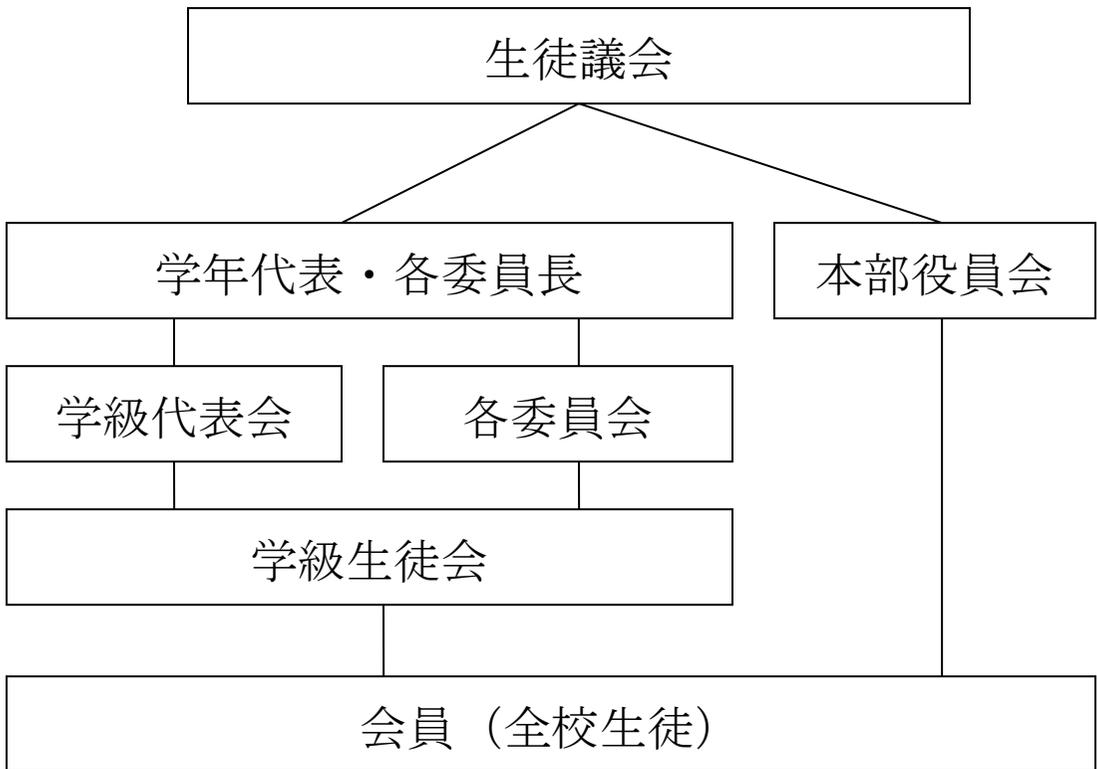
- ① 常に、長吉中学校の代表であることを自覚し、挨拶等で、模範となる行動に努めること。
- ② 部員は、顧問の指示にしたがって活動に取り組むこと。
- ③ 部室は、部活動以外では使用せず、部活動で必要のないものは置いてはいけない。
- ④ 部活動で使用する場所は、美化に努めること。
- ⑤ 用具を大切にすること。
- ⑥ 持ち物には必ず記名し、置き場所をまとめて管理すること。
- ⑦ 練習着は、顧問の指示したもののみ認める。それ以外は、制服または、体操服で活動すること。

- ⑧ 着替えは、各部活動で決められた場所で行うこと。
- ⑨ 学校休業日の登下校は、顧問の指示した服装でも構わない。また、顧問の指示がない限り、自転車での登校は認めない。
- ⑩ 部活動終了後は、速やかに帰宅し、買い食いなどの寄り道をしないこと。また、集団で下校すること。
- ⑪ 活動中に校内で食事をする時は、各部でまとめて食べ、出たゴミはすべて持ち帰ること。
- ⑫ 部活動で出たゴミは、活動した部で始末する。
- ⑬ 対外試合等で校外に出る場合、交通ルールやマナーを守り、安全に十分注意すること。
- ⑭ 校内では、自転車に乗らず、押して歩くこと。
- ⑮ 職員室に鍵をとりに来る時は、職員室の先生に必ず声をかけること。
- ⑯ 毎年の部活動編成で、顧問の先生に『部活動入部届』を提出し、その上で活動に参加すること。

# 生徒会目標

1. 心身ともに健康で明朗な生徒になろう。
2. 自主的で社会性豊かな生徒になろう。
3. 基礎学力を身につけ、あらゆる面で模範となる生徒になろう。

# 生徒会組織図



## いじめ撲滅宣言

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか。

私たちは一人一人が互いを認め合い、安心して学校生活を送れるように、

「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持って、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに誓います。

- ・自分の言葉と行動に責任をもちます。
- ・困ったときは一番話しやすい人に相談します。
- ・相手に思いやりの心をもちます。
- ・いじめに対してみてみぬふりをしません。
- ・取りかえしのつかないことになる前にやめます。

令和5年5月8日策定

大阪市立長吉中学校生徒会

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は大阪市立長吉中学校生徒会という。
- 第2条 本会は会員の自治能力を高め、その活発な活動によって、学校内外の生活向上をはかり望ましい校風をつくることを目的とする。
- 第3条 本会は本校全生徒をもって会員とする。
- 第4条 本会は生徒議会、本部役員会、各委員会、学級代表会、学級生徒会をもって構成する。
- 第5条 本会の顧問は教職員があたり、顧問は各分野において助言と指導を行う。

## 第2章 生徒議会

- 第6条 生徒議会は全構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、代議員の過半数をもって議決する。
- 第7条 学級代表は学級の意見の代弁者として発言し、議決の際には代議員としての責任において意思を表明する。
- 第8条 緊急動議は即座に議長が取り上げ、出席者の過半数の支持をもって決定する。
- 第9条 生徒議会は生徒会の最高議決機関であって、

本会の目的達成に努める。

### 第3章 本部役員会

- 第10条 本部役員会は会長1名、副会長2名（男子1名 女子1名）と執行委員2名によって組織される。なお、役員が執行不能になった場合は生徒議会で後任を協議する。
- 第11条 本部役員会は、月に1回生徒議会を設ける。
- 第12条 生徒議会には、本部役員会の役員、各委員会の委員長、各学級代表が出席する。
- 第13条 生徒議会では、本部役員が議長団となり、提案された案件を、本部役員会、各委員会代表、学級代表で検討し、決議する。
- 第14条 本部役員会は、生徒議会の決議を各委員会・学級代表会を通じて実施させる。
- 第15条 会長は本会を代表して会務をまとめる。副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。執行委員は本会の記録をとり、その保管にあたる。また本会に関する一切の文章を管理する。

## 第4章 学級代表会

- 第16条 学級代表会は各学級代表により、月1回開催される。
- 第17条 学級代表会の議長は互選により決定された学年代表が行う。
- 第18条 学年代表会は各学級の意見に基づき、学年に関する決議をする。
- 第19条 学年代表は生徒議会において、学級代表会の記録に基づき、活動計画・目標及び報告を行わなければならない。
- 第20条 学級代表会は学年の顧問の先生の指導と助言をうける。

## 第5章 各委員会

- 第21条 学級の各委員に委員会が構成され、月1回開催されることを原則とする。
- 第22条 各委員会に委員長と副委員長を互選する。委員長は生徒議会に代表として出席する。
- 第23条 各委員長は生徒議会において委員会記録に基づき、活動計画・目標及び報告を行わなければならない。

第 24 条 各委員会は顧問の先生の指導と助言をうける。

## 第 6 章 学級生徒会

第 25 条 本会は学級の全員をもって構成する。

第 26 条 本会は次の学級委員をおく。

学級代表	男女各 1 名
図書・文化委員	男女各 1 名
美化委員	男女各 1 名
保健委員	男女各 1 名
体育委員	男女各 1 名

第 27 条 学級委員の任期は前後期の 2 期制とし、前期は 4 月から 9 月まで、後期は 10 月から 3 月までとする。なお委員は、生徒会本部役員との兼務は認められない。

第 28 条 本会は学級担任の指導と助言をうける。

## 第 7 章 部 活 動

第 29 条 部活動に関することはすべて部活動規約に規定する。

## 第 8 章 最高決定権

第 30 条 校長は生徒会のすべての活動に関する最高決定権をもつ。

## 第9章 改 正

第31条 この会則の改正は、生徒議会で3分の2以上の賛成を得たうえ、全会員の過半数の承認を得なければならない。

# 選挙規定

## 第1章 総 則

- 第1条 生徒会役員は全会員により選挙する。
- 第2条 選挙権は全会員が有する。
- 第3条 本校生徒はだれでも生徒会役員に立候補することができる。ただし、後期3年生は辞退するものとする。

## 第2章 選挙管理委員会

- 第4条 選挙管理委員会は各学級より1名ずつ選出された委員をもって構成し、顧問の先生の指導と助言を受ける。
- 第5条 選挙管理委員会は選挙日より少なくとも2週間前に結成する。
- 第6条 選挙管理委員会は委員長を互選により決定する。
- 第7条 選挙管理委員長は委員会を代表し選挙に関する最高責任者とする。
- 第8条 選挙管理委員は立候補及び立候補者を推薦及び応援演説をすることはできない。

### 第3章 選挙公示

第9条 役員選挙は10月に行う。

第10条 選挙管理委員会は選挙日の2週間前には選挙公示（立候補受付の期間と場所、選挙運動の方法、選挙ポスターの規定、立会演説会の日時と場所、投票方法と投票時間等）をしなければならない。

### 第4章 選挙運動

第11条 立候補者は休憩時間及び放課後、選挙管理委員会で決められた範囲で選挙運動ができる。

第12条 選挙ポスターは選挙管理委員会で決められた用紙を、決められた場所に掲示しなければならない。

### 第5章 立会演説

第13条 選挙管理委員会は、投票前に立会演説会を開催する。

第14条 立会演説は、会長、副会長の順に行い、同じ

役員については届け出の順に行う。

第 15 条 応援演説を行う者は、1 名から 2 名までとする。

第 16 条 演説内容は、立候補者の担任が承認したものとする。

## 第 6 章 選 挙

第 17 条 選挙は投票用紙の所定の欄に無記名で投票する。

第 18 条 投票は定められた日時に選挙管理委員の指示に従い厳正に行う。

## 第 7 章 開 票

第 19 条 開票は投票日の放課後、選挙管理委員会によって行う。

## 第 8 章 当 確 者 の 決 定

第 20 条 当選は得票数の多数によって決定する。得票が同数の場合は決選投票により決定する。

## 第9章 附 則

第21条 当選者は学校長の認証により、役員として活動する。

第22条 この規定は生徒議会で3分の2以上の多数をもって改正することができる。

# 学級委員規定

第1条 各学級には次の委員をおく。

- |   |         |       |
|---|---------|-------|
| ① | 学級代表    | 男女各1名 |
| ② | 図書・文化委員 | 男女各1名 |
| ③ | 美化委員    | 男女各1名 |
| ④ | 保健委員    | 男女各1名 |
| ⑤ | 体育委員    | 男女各1名 |

第2条 各委員の任務

- ① 学級代表
- 学級の代表議員として、生徒議会に出席参加し、学級の代表としての意見を発言するとともに、生徒議会の議決権を持つ。
  - 学年行事の企画・運営に参画する。
  - 学級における規律、室内管理、日直活動など行事運営、統一の任務の中心となる。
  - 学級会議の司会進行・記録をする。
  - 全校集会、学年集会において、学級の整列・点呼を行う。
  - 出欠席、遅刻、早退等に注意し、常に先生、生徒と連絡をとる。

- ② 図書・文化委員
  - 文化発表会、展示発表等の企画、運営の補助を行う。
  - 学級の装飾、掲示及び文化的活動の計画、実践にあたる。
  - 学年集会の際、放送設備の準備を行う。
  - 学校図書館の利用を生徒全体に広報し、読書意欲の向上をうながし、図書館活動（貸し出し、返却、整理など）を行う。
- ③ 美化委員
  - 校内・外の美化に積極的に取り組む。
  - 学級の備品の整備及び、破損箇所の点検を行う。
  - 花壇の整備を行う。
- ④ 保健委員
  - 傷病者が出た場合には、先生または保健室に連絡する。
  - 食育等に関することを啓発する。
  - 衛生環境を整え、健康管理に留意する。
- ⑤ 体育委員
  - 校内大会、体育大会などの行事について、計画、実践に当たる。
  - 体育の授業の連絡をとり、準備やあと片付けをする。

- 第3条 各学級委員は、各委員会の決議にしたがい、学級内の活動にはげむ。
- 第4条 学級委員は、生徒会役員選挙終了後、ただちに選出される。
- 第5条 学級委員会は、定期的に関われ、その運営にあたっては、学級担任の指導と助言をうける。
- 第6条 学級委員の任期は、生徒会会則、第27条に基づき2期制とする。

## 部活動規定

- 第1条 本校生徒会会則、第29条に基づき、これを規定する。
- 第2条 本校生徒会会員は、文化系部活動、体育系部活動、いずれか1部に入ることができ、自主的に相互研究にはげみ、人格向上に努める。
- 第3条 各部活動には次の役員をおく。
- 部長 1名
- 部員の統一と充実した活動のため、責任を持つ。
  - 部活動の記録を行い、その保管にあたる。
- 副部長 1名
- 部長を補佐し、部長不在のときは、部長の職務を代行する。
  - 必要に応じて他の役員をおくことができる。
- 第4条 部活動編成は、1学期初旬に行い、個人の所属は5月中旬までに確定する。

第5条 本会は次の部活動を承認する。

文化系		運動系	
男	女	男	女
美術	術	野球	野球
技	術	サッカー	サッカー
L. C. C		卓球	卓球
英	語	バスケットボール	バスケットボール
合	唱	バレーボール	バレーボール
			バドミントン

(令和5年度実施部活動)

第6条 活動規定

- 部活動は、顧問会で決定した場所、曜日、時間を厳守する。
- 定期テスト1週間前より活動を停止することを原則とする。

第7条 部活動部長会

- 各部活動の部長により構成される。

第8条 退部規約

- 退部するときは、あらかじめ顧問と保護者に十分に相談を重ねたうえで、それでも退部すると決まれば、顧問の指示のもと退部手続きを行うこと。

# 届け出に関する規定

## 1 欠席の届出 (P38～P40)

あらかじめ欠席がわかっている場合、保護者はなるべく早く担任に連絡し、生徒手帳の欠席届欄に記入して届け出、担任の認印を受ける。

それ以外については、「ミマモルメ」または学校に電話連絡をすること。

### ○出席停止について

インフルエンザなどの感染症にかかったときは、出席停止になるため、すぐに保護者から担任の先生に届け出ること。出席停止は欠席日数に入らない。

### ○忌引について

- |            |    |
|------------|----|
| ① 父母の死亡のとき | 7日 |
| ② 祖父母、兄弟姉妹 | 3日 |
| ③ 伯叔父母     | 2日 |

## 2 遅刻 (P41、P42)

あらかじめ遅刻がわかっている場合、保護者から遅刻欄に記入して届け出る。それ以外については、「ミマモルメ」または学校に電話連絡をすること。

### 3 外出、早退 (P43、P44)

登校後に外出、早退などで校外へ出る必要があるときは、その届欄に必要事項を記入し、担任の許可を受けてから出る。

### 4 体育の見学 (P45～P48)

ケガなどで体育の授業を見学するときは、保護者からの届けを担任に提出した後、教科担任に提出してその指示を受ける。

### 5 旅行

遠距離の旅行は学生割引申込書を提出し、事務室で運賃割引証を受ける。申込用紙は事務室にある。なお、長期休暇（夏休みなど）の際は原則として休暇の始まる1週間前までに申し出る。

### 6 証明書

事務室備え付けの申し込み用紙にて申し込む。

### 7 事故

本校の生徒で、学校内外の生活で事故にあったときは、本人、保護者またはその事故を知った者が直ちに学級担任に報告する。



大阪市立長吉中学校

校

勤 自 協 明  
勉 律 調 朗

訓

# 在学証明書

下記の者は本校生徒であることを証明する No. ....

第 学年 組

名前 ..... 年 月 日生

住所 .....

令和6年4月1日発行

現在地 大阪市平野区長吉長原東1丁目6番15号

学校名 大阪市立長吉中学校

学校長

担任

# 生徒手帳使用の心得

この手帳は、本校で勉学する諸君が、立派な学校生活を送り、これからの人生の基礎を作り上げるための指標と、生活の指針をまとめたものである。

この手帳には、本校の教育方針や学校生活はいかにあるべきか、校内の施設はどのように活用するべきかなどの各分野について記されています。

1. 原則、常にこの手帳を携帯する。
2. この手帳は、諸君らが大阪市立長吉中学校における在学を明らかにするものであるため、他人に貸したり、譲ったりしない。
3. この手帳を紛失したときは、すぐに担任の先生に届け、再交付してもらおう。
4. 在学証明書の有効期間は一カ年とし、毎年3月31日までとする。